

平成 28 年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち  
生産国情報収集事業

報 告 書

抜粋

<< ペルー >>

平成 30 年 3 月

**林野庁**



## 目 次

: 本国別報告書の抜粋（要約）箇所

1	報告書の概要 .....	1
2	事業の概要 .....	2
2.1	事業の目的 .....	2
2.2	事業の実施内容等 .....	2
2.3	事業の実施体制 .....	10
2.4	事業の実施スケジュール .....	12
2.5	報告会の開催 .....	12
3	クリーンウッド法の概要 .....	13
3.1	基本方針 .....	13
3.2	合法性の確認方法 .....	13
4	生産国における情報の収集 .....	16
4.1	マレーシア .....	16
4.1.a	マレーシア（サバ州） .....	51
4.1.b	マレーシア（サラワク州） .....	144
4.1.c	マレーシア（半島部） .....	219
4.2	インドネシア .....	320
4.3	ベトナム .....	356
4.4	中国 .....	399
4.5	ペルー .....	433
4.6	メキシコ .....	462
5	Web 上への既往情報の整理 .....	484
5.1	概要 .....	484
5.2	実施スケジュール .....	485



# 1 報告書の概要

本事業は、環太平洋パートナーシップ協定（Trans-Pacific Partnership）（以下、「TPP協定」とする）の「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されたことを踏まえて制定された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下、「クリーンウッド法」とする）が本格的に運用されるに当たり、生産国の木材流通実態等に関する情報を収集することを目的として、実施された。

本事業の内容は、①生産国における現地情報の収集、及び②既往情報の整理であり、前者は、マレーシア、インドネシア、ベトナム、中国、ペルー及びメキシコの6カ国を調査対象国として、各国の木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等を収集した。後者は、既往情報及び生産国において収集した情報を、林野庁のウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」の構成を想定して整理した。

本事業を実施するに当たっては、一般社団法人日本森林技術協会と一般社団法人全国木材検査・研究協会で共同事業体を形成し、上記の調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を行う体制を整えた。

各調査対象国の現地調査は、平成29年5月から10月に実施した。現地調査において収集した情報は、本報告書の第4章に整理した。既に、木材合法性保証システム（TLAS：Timber Legality Assurance System）等が構築されているマレーシア及びインドネシアにおいては、同システムについて整理し、それ以外の国においては、EU木材規制において合法性の範囲として定義されている、合法伐採権、税金と手数料、木材伐採、第三者の権利及び貿易と輸送の5項目に照らし合わせて、関連法令・許認可制度を整理した。また、各国で実施されている森林認証制度等についても整理した。

## 2 事業の概要

### 2.1 事業の目的

2017年11月に、日本を含む参加11か国で発効させることが大筋合意したTPP協定の「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されている。これに対応するため「クリーンウッド法」が2016年5月に制定され、1年後の2017年5月20日に施行された。

クリーンウッド法第5条において、事業者の責務として「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない」と定められており、同法第6条において、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置について主務省令で定めるとされている。この措置において、各木材関連事業者は、自ら取り扱う木材・木材製品が違法伐採材ではないことを判断するために、「デュー・ディリジェンス」（払って然るべき正当な注意義務及び努力）の思想を含めた適切な合法性の確認を行うこととされている。また、国は合法性の判断基準となるべき事項を定めるとともに、合法伐採木材の流通及び利用の促進に必要な関連情報を収集・提供することとされており、木材関連事業者が各生産国からの輸入を行う際に、効率的に合法性の確認を行い、事業が行えるよう情報を提供する必要がある。

このため、林野庁は、同庁ホームページ内に、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開した。このサイトでは、クリーンウッド法などの法令に加え、木材関連事業者が「合法性の確認」を行う際に有益な生産国の木材の流通状況や関係法令に関する各種情報が掲載されている。

本事業は、TPP協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されたことを踏まえて制定されたクリーンウッド法が本格的に運用されるに当たり、生産国の木材流通実態等に関する情報を収集することを目的として、実施された。

### 2.2 事業の実施内容等

#### 2.2.1 事業の内容

『『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国情報収集事業に係る仕様書』に示された本事業の内容は、次のとおりである。

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集する。なお、事業の実施にあたっては、あらかじめ林野庁と協議の上で実施することとする。

(1) 生産国における現地情報の収集

マレーシア（半島）、ペルー、メキシコ等において、木材の流通や関連法令に関する情報を収集する。

(2) 既往情報の整理

今後、違法伐採関連の現地情報を速やかに提示できる体制を整えていくために、これまで様々な主体により収集されてきた生産国における現地情報を整理した上で、ウェブサイトに掲載可能な状態とする。

## 2.2.2 事業実施の基本方針

### 1) 調査対象国の考え方

『『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国情報収集事業に係る仕様書』においては、「マレーシア（半島）、ペルー、メキシコ等において、木材の流通や関連法令に関する情報を収集する。」とされている。当共同事業体は、本事業の背景及び目的を踏まえた上で、より効果的な実施成果を得るために、上記仕様書に例示された国・地域に加えて、次の考え方に基づいて調査対象国の追加を提案した。

まず、調査対象国の選定に当たっては、次の点に着目した。

表 2.2.1 調査対象国選定の着目点

No.	着目点	内容・理由
1	木材輸入額	我が国の木材輸入額 <sup>1</sup> が多い生産国を優先するべきと考える。なお、その中から腐敗認識指数が高く、合法性証明の管理体制が比較的整備されている所謂先進国に該当する国は対象から除外する。
2	TPP加盟・交渉参加状況	TPP加盟国・交渉参加国、若しくは参加を積極的に検討している開発途上国に着目する。TPP協定が開始されると木材製品の関税が撤廃されることから、対日輸出において非加盟国と比較して相対的に優位となり、加盟国の対日輸出増の可能性はある。
3	欧米の違法伐採材禁輸対策との関連性	欧州連合の森林法の施行・ガバナンス・貿易プログラム（EU-FLEGT）における、法的拘束力のある自主的二国間協定（以下「FLEGT-VPA」とする）を検討中の開発途上国に着目する。FLEGT-VPAは、汚職等により偽造可能な「合法性」を超えた、真の合法性を担保するための、具体性と信頼性の最も高い現行制度の一つとされている。したがって、そのデュー・ディリジェンスの手法を参照することにより、各国の実情に即した合法性証明のために必要なプロセスや注意点をより厳密に把握することができる。

<sup>1</sup> 2015年木材輸入実績（林野庁）

No.	着目点	内容・理由
		また、FLEGT-VPAを検討中ではない開発途上国についても、対米輸出が盛んで改正レイシー法への対応を進めている場合は、そのデュー・ディリジェンスの手法が参照可能であることを考慮する。
4	違法伐採現地情報収集等事業の成果	左記事業において、既に調査を実施した国々について、残された課題が無いかどうかを考慮する。

上表に示した着目点から、調査対象国について整理すると、次表のとおりになる。

表 2.2.2 調査対象国の候補国リスト

国名 \ 着目点	1. 木材輸入額	2. TPP加盟・交渉参加状況	3. FLEGT-VPA	4. 調査状況
中国	1位	×	×	×
EU	2位	×	—	×
カナダ	3位	○	×	×
マレーシア	4位	○	○	○
インドネシア	5位	△*	○	×
米国	6位	○	×	×
ベトナム	7位	○	○	○
フィリピン	8位	×	×	×
オーストラリア	9位	○	×	×
チリ	10位	○	×	○
ニュージーランド	10位圏外	○	×	×
ブルネイ	10位圏外	○	×	×
シンガポール	10位圏外	○	×	×
ペルー	10位圏外	○	×	×
メキシコ	10位圏外	○	×	×

\*積極的にTPP協定への交渉参加を検討中

2015年度の我が国の木材輸入額実績で見ると中国が第一位であり、調査対象国に含める必要性が高いと考えられる。中国は世界最大の丸太輸入国であり、かつ世界最大の加工貿易国であり、急速に森林認証の国際化を推進してきた。TPP加盟国・交渉参加国ではないものの、森林認証等の取組により、我が国への木材輸出圧力が増すことも想定され、合法性の確認状況を明確にすることが今後より重要になると思われる。

次に、先進国を除外すると、我が国の木材輸入額実績4位のマレーシア、5位のインドネシア、7位のベトナム、8位のフィリピンが続く。このうち、マレーシア、インドネシア、



ベトナムの3ヶ国においてはFLEGT-VPAの導入が交渉中若しくは締結されており、調査対象国として適していると考える。

一方、TPP加盟国・交渉参加国という点と、今までの調査が行われていない国という点に着目すると、ブルネイ、シンガポール、ペルー、メキシコが挙げられる。最初の2ヶ国は顕著な木材輸出国ではないため除外するとし、対米木材輸出実績のあるペルー、メキシコを調査対象国として考える。

以上の考察の結果、本事業では、『『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国情報収集事業に係る仕様書』に示されたマレーシア(半島)、ペルー、メキシコを含む以下の国を、調査対象国として提案した。

表 2.2.3 本事業の調査対象国

調査国	提案理由
中国	2015年木材輸入額が第1位
マレーシア	2015年木材輸入額が第4位、FLEGT-VPAの交渉中
インドネシア	2015年木材輸入額が第5位、FLEGT-VPAの導入中
ベトナム	2015年木材輸入額が第7位、FLEGT-VPAの交渉中
ペルー	TPP加盟国、未調査国、改正レイシー法に対応中
メキシコ	TPP加盟国、未調査国、改正レイシー法に対応中

## 2) 調査範囲

調査対象とする範囲、若しくは調査の枠組みとして、クリーンウッド法第5条で事業者の責務として課せられた「デュー・ディリジェンス」の基本概念に基づいて、次のマトリックス表を活用した。

表 2.2.4 デュー・ディリジェンス基本概念のマトリックス表

デュー・ディリジェンス	製造	加工	輸出	輸入	販売	建築・建設	その他
情報の収集							
リスク評価							
リスク低減							

デュー・ディリジェンスの構成要素としては、①情報の収集、②リスク評価、③リスク低減がある。それぞれについて、工程別の手法と留意事項を、製品種目の違いを考慮しながら情報収集して分析・整理することとした。

工程については、製造から加工、輸出までの段階を主な調査対象とすることとした。また、製品種目は、調査対象国若しくは調査地域において、木材製品の全輸出額のうち主たる割合を占める製品を優先的な調査対象とすることとした。基本的には、木材チップ、丸

太、製材品及び木質パネルを想定しつつ、調査対象国の状況等により、実行関税率表第9部第44類（木材及びその製品並びに木炭）に掲げられている品目を調査対象とすることとした。

### **(1) 「情報の収集」の手法と留意事項に関する調査範囲**

各国の合法性の定義（関連法令、許認可制度及び必要書類）と特異性に関する情報を対象として収集・分析し、「輸出国側が木材及び木材製品について何をもって合法としているか」を明らかにすることとした。

### **(2) 「リスク評価」の手法と留意事項に関する調査範囲**

EU木材規制による合法性の範囲は以下のような項目に定義されており、ヨーロッパ木材貿易連盟（ETTF）もリスク評価の調査範囲としてこれを採用している。

- 合法伐採権
- 税金と手数料
- 木材伐採
- 第三者の権利
- 貿易と輸送

そこで、本事業では、このようなリスク評価の調査範囲を参考にして、各国の合法性の定義を適用した場合の脆弱性を明らかにすることとした。また、FLEGT-VPAにおけるリスク評価の手法も参考することとした。

### **(3) 「リスク低減」の手法と留意事項に関する調査範囲**

同じくETTFがEU木材規制に忠実に策定したリスク低減の手法は、以下のように分類されている。

- 現地サプライチェーン監査（CoCに特化）
- 森林管理ユニット（FMU）監査（現地FMU監査又はFMU監査に基づく文書確認）
- 認証/証明木材を要求する
- サプライヤー代替
- サプライチェーンマッピング（追加情報の要求）

そこで、本事業では、このようなリスク低減に関する手法の内訳を参考にして、各国における、それらの実現性や有効性の特性について調査し、どのようなリスク低減の手法がどのような場合に適切かといった情報について整理することとした。

## 2.2.3 事業の実施方法

本事業は、生産国における情報収集調査と、既往情報の整理の2本柱で構成されている。それぞれについて、実施方法は下記のとおりである。

### 【生産国における情報収集調査】

#### 1) 基本的な調査手法

情報収集調査では、工程別のデュー・ディリジェンスの構成要素に着目して、情報を収集した。主に収集する情報は、中央政府及び地方政府が施行している木材生産及び取扱いに係る法令・許認可制度とし、それぞれの内容を把握するとともに、全体を体系的に把握した。

また、法令・許認可制度の運用実態を把握するために、木材生産者、木材加工業者、流通業者等を対象に聴き取り調査を行い、法令・制度を遵守するための具体的な手続内容、手続に必要な書類（様式）の入手・記入・提出方法、その他手続のために必要な作業等を明らかにした。その際、木材の輸入に際して合法性に関する配慮事項が設定されているEU及び米国に向けた木材の取扱いに注目しつつ、日本向け木材輸出における合法木材のトレーサビリティに焦点を当てながら、木材製品の取扱いの実態についても調査した。

さらに、業界団体や合法性証明及び森林認証機関、NGO等からも情報収集を行った。

一方、本調査の質を高める上で、インターネットに公開されている豊富な情報を収集することも重要である。具体的には以下のWebサイトを中心とした、情報収集を行った。

#### ◆ Forest Legality Alliance (<http://www.forestlegality.org/risk-tool>)

米国の環境系シンクタンク・World Resources Instituteが運営しており、ペルー、メキシコを含む中南米の情報も充実している。本提案にある調査対象国全てにおける関連法令及び必要書類、森林資源の概況、管理実態の概況、木材製品の概況、関連組織のリスト（業界団体、NGO、行政機関）、リスク評価・低減ツールを掲載している。

#### ◆ NEPCon (<http://www.nepcon.org/forestry-risk-profiles>)

デンマークの合法性証明・森林認証関連NGOが運営しており、上記と同様の内容であるが、特にベトナム、マレーシア、インドネシアにおけるデュー・ディリジェンスの情報の収集、リスク評価及び低減について、具体的な手順に沿って、情報を網羅的かつ簡潔にまとめている。

◆ **Illegal Logging Portal (<http://www.illegal-logging.info>)**

英国の王立国際問題研究所Chatham Houseが運営しており、全世界の違法伐採材対策に係る幅広い情報を提供している。国別に最新の関連ニュースをまとめており、最新動向や関係機関を知る手がかりとして有効である。

◆ **Asociación Española del Comercio e Industria de la Madera (<http://www.maderalegal.info/fichas>)**

スペインの木材産業流通協会が運営しており、上記と同様の内容であるが、スペイン語による情報が充実しており、中南米に関するより詳細な情報収集が可能である。

◆ **Environmental Investigation Agency (<https://eia-global.org>)**

米国に本部を置く潜入捜査を専門とする環境NGOが運営しており、世界各地で木材業者を装い違法伐採材の商談を行うことで違法性の裏付けを行っており、デュー・デリージェンスを実施する際の具体的な注意点が実例を通して理解できる。

## 2) 調査対象国別の調査手法

### (1) 中国

中国については、独自の森林認証制度であるChina Forest Certification Scheme (CFCS) の導入に向けて、体制整備が進んでいる。また、FLEGT-VPAへの参加を検討はしていないが、EU-FLEGTプログラムとの相互連携メカニズム (BCM) を構築して、違法伐採材対策に係る政府間対話や政策情報の交換、そして独自の連携体制の整備を展開している。

一方、中国は調査対象国として極めて重要であるが、広大な国土と多様かつ複雑な木材流通経路であること、また厳しい国家統制による情報提供の困難性などが予見され、単年度の調査だけでその全てを明らかにするのは困難であると想定された。

そのことから、本事業では中国における認証材流通の基本となるCFCSに焦点を当て、BCMにおける体制構築のための議論も参考にしながら、全体像や運用実態、留意点等を整理することとした。

### (2) ベトナム、マレーシア、インドネシア

昨年度事業において実施したベトナムの調査では、木材の取り扱いに関する通達「01/2012/TT-BNNPTNT」が主要な法令の一つとして整理されたが、聞き取り調査では更に改訂されるとの情報があつた。また、FLEGT-VPAの調印署名が2016年11月に予定されており、その後により具体的な取組が決定されていく見通しであつた。

このようにベトナム国における合法材への取組は日々改善されており、引き続き情報のアップデートが必要であるという認識があり、本事業では、上記のような取組の最新情報を収集する調査を行うこととした。

マレーシアは、サバ州、サラワク州、半島部の三つの地域で木材合法性保証システムを運用している。

本調査では、システム別にその構造を体系的に整理し、日本の木材取扱事業者が手にする合法性証明書類が発行されるまでの合法性の要件、検証方法及び証明手順の把握を行うとともに、森林認証の実施状況についても把握し整理することとした。

インドネシアにおいても、「Standard Verifikasi Legalitas Kayu (SVLK)」により合法性証明を実施している。同システムは、合板、製材、その他林産物のトラッキングを可能とし、輸出品については合法性証明 (V-Legal Document)、輸入林産物にも合法性証明の添付を義務づけるなど、改良と適用範囲の拡大をしながら、透明性が高いシステムを目指して、積極的に運用を進めている。また、FLEGT-VPAが締結され、V-Legal Documentと連動したFLEGTライセンスの発行とライセンス材の輸出を世界で初めて2016年11月15日から実施した。

したがって、本事業では、これらの現状把握のための情報収集を行うこととした。

### (3) メキシコ、ペルー

メキシコ及びペルーについては、FLEGT-VPAは検討されていないが、両国にとり最大の木材輸出相手国である米国の改正レイシー法への対応におけるデュー・ディリジェンスの体制整備状況を調査し、参考にする事とした。

#### 【既往情報の整理】

本事業は生産国に着目した情報収集調査であるが、既往情報の整理に当たっては、木材等製品を輸入する本邦木材事業者の視点に立ち、どのような生産国情報の整理の仕方が有効であるか確認する必要があった。そのため、ウェブサイトを利用すると想定される中小規模の木材等事業者（輸入業者）や関係団体からヒアリングを行った。

情報を掲載するウェブサイトとしては、生産国において収集した情報に加えて、クリーンウッド法の概要やデュー・ディリジェンスの基本概念などを解説した情報も掲載し、包括的な情報が収集・確認できるようなウェブサイトを想定した。

生産国において収集した情報の整理方法としては、生産国の木材流通状況（概要）、関連法令・許認可制度、その他の情報に大きく分類し、それぞれ下記のような事項を盛り込むことを想定した。

### **(1) 生産国における木材流通状況（概要）**

国産材及び主な原産地国別輸入材の流通状況を概観するとともに、主な品目別対日本輸出状況などの、国としての全体的な傾向や、日本の木材等輸入業者として着目すべき点・理由を明確にした。

### **(2) 関連法令・許認可制度**

各国の合法性の定義としての関連法令及び許認可制度に関する情報をデュー・ディリジェンスのリスク評価の5項目に沿って分類・整理するとともに、実際に確認が必要な主要な書類・情報等と、それらの確認方法における注意点（該当する場合）などを整理した。

### **(3) その他の情報**

その他の情報として、生産国のFSC、PEFC、及びPEFCと相互承認している各国で定められた森林認証システム等の状況を整理するとともに、合法性のリスク情報等がある場合には客観的な立場から整理した。

## **2.3 事業の実施体制**

本事業は、木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集し、ウェブサイトに掲載可能な状態に整理するものである。調査対象国は、TPP加盟国・交渉参加国を中心に、中国、マレーシア、ベトナム、インドネシア、ペルー及びメキシコの6ヶ国である。

本事業を実施するに当たっては、上記の調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を行うため、それぞれの国の森林・林業政策や木材の流通に精通している技術者や、海外調査の豊富な経験を有する技術者を多く配置する必要があるため、一般社団法人日本森林技術協会と一般社団法人全国木材検査・研究協会で共同事業体を形成した。

共同事業体の主幹機関となる一般社団法人日本森林技術協会は、中国、ベトナム、インドネシア及びペルーにおいて業務を実施中であり、メキシコにおける業務経験も有している。また、我が国の国家森林資源データベース開発・運用等、森林情報の収集・解析・管理においても実績を有している。

一般社団法人全国木材検査・研究協会は、マレーシア、ベトナム、インドネシアにおける木材流通に精通し、昨年度事業「違法伐採現地情報収集等事業（木材流通実態・事業者動向調査及び合法性リスク評価に係る取組動向調査）」も実施している。

本事業の実施に当たっては、調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集と分析を行うため、一般社団法人全国木材検査・研究協会がマレーシア、一般社団法人日本森林技術協会がその他の調査対象5ヶ国を分担して、現地調査を実施した後、主幹機関となる一般社団法人日本森林技術協会が報告書として取りまとめ、全体を通じて、より品質の高い業務遂行を図った。

本事業の実施体制として、共同事業体の主幹機関となる一般社団法人日本森林技術協会に、管理技術者、照査技術者及び事業責任者（主査）を配置し、主査の下、共同事業体の両構成員から事業担当者を選出して本事業の実施チームを編成した。主査には、一般社団法人日本森林技術協会事業部指導役を配置した。それ以外の事業担当技術者には、海外における調査業務の経験が豊富な技術者、本事業の調査対象国における業務経験を有する技術者を配置し、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えた。

さらに、調査のスケジュールや作業量に柔軟に対応できるよう、一般社団法人日本森林技術協会の事業部森林情報グループ及び企画グループにバックアップ要員を配置するとともに、一般社団法人全国木材検査・研究協会に臨時職員2名を配置し、調査業務の補佐、資料作成の補助、事業の進行管理・業務調整等を担当した。

## 2.4 事業の実施スケジュール

6ヶ国の調査対象国のうち、中国、メキシコ及びペルーにおいては、1回の現地調査を実施し、必要な情報を収集した。マレーシアについては、3地域にそれぞれ1回の現地調査を実施し、必要な情報を収集した。インドネシア及びベトナムにおいては、事前調整を含め2回の調査を実施した。

調査対象国別の情報収集調査は、下表のとおり行った。

表 2.4.1 調査対象国別の情報収集調査の概要

調査対象国	現地調査期間
中国	2017年10月17日～10月25日
マレーシア（サバ州）	2017年7月10日～7月22日
マレーシア（サラワク州）	2017年8月20日～8月27日
マレーシア（半島部）	2017年10月2日～10月8日
インドネシア	第1回現地調査：2017年5月17日～5月26日 第2回現地調査：2017年9月18日～10月1日
ベトナム	第1回現地調査：2017年6月12日～7月2日 第2回現地調査：2017年8月14日～8月19日
ペルー	2017年8月5日～8月20日
メキシコ	2017年9月30日～10月15日

既往情報の整理は、林野庁のウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」の開設及び更新のタイミングに合わせて、平成29年4月及び同年8月に提出できるように実施した。

## 2.5 報告会の開催

現地調査結果を、上記「クリーンウッド・ナビ」の情報更新に先がけて、広く関係者に報告するため、下記のとおり、報告会を実施した。

### ◆ 現地調査報告会

日時：2018年3月7日（水）

9時30分～13時00分

場所：主婦会館プラザエフ

7F 「カトレア」

〒102-0085

東京都千代田区六番町十五番

参加者数：58名





## 4.5 ペルー

### 4.5.1 木材等の生産及び流通の状況

#### 1) 森林管理及び木材生産・消費の現況

FAO (2015) によると、ペルーの森林面積は 7.4 千万 ha に及び、陸地面積の 57.8% を占める。その内、天然林、または天然更新により成立した森林が約 7.28 千万 ha を占め、中南米ではブラジルに次ぐ森林面積を有する。主要な森林タイプはアマゾン地域の湿潤熱帯林であるが、沿岸部、山間部及び内陸部には乾燥・半乾燥林も分布する (ITTO, 2011)。残りの 120 万 ha は、植林地であり、そのほとんどが、アマゾン地域の外側のアンデス地域に分布する。またペルー経済を支える鉱山はアンデス山脈の 2,000m~4,000m の地帯に分布しており、国土の南半分で特に鉱業が盛んである。

森林面積の約 82.5% が公有地であり、政府機関が永続的生産林 (Bosques de producción permanente: BPP スペイン語略称) や自然保護地域 (Áreas Naturales Protegidas: ANPs スペイン語略称) として管轄する。永続的生産林は森林面積の約 12%、自然保護地域やその他の保全地域内に分布する森林は 22% を占め (FSC Peru, 2017a)、先住民族や地域コミュニティが集团的に所有する森林は約 21% だと推定される (FAO, 2015)。一方で、陸地面積の約 27% が未区分であり (Comisión Multisectorial, 2015)、森林資源の持続的利用を妨げている。

Traffic (2014) の報告によると、ペルーには約 250 の製材所、14 の合板工場、6 のベニヤ工場、50 の梱包資材製造工場、600 以上の家具・ドア・窓枠製造工場、10,000 以上の木材加工小規模企業が存在する。木材製品の拠点として、プカルパ (ウカヤリ州)、イキトス (ロレート州)、プエルト・マルドナード (マドレ・デ・ディオス州) が挙げられる。

木炭・薪を除いた主要木材製品の生産量は丸太がもっとも多いが、その 99% 以上が国内で消費される (表 4.5.1)。輸出される木材製品で最も多いのが製材である。2014 年の製材の生産量は 69 万 m<sup>3</sup> であり、54% が海外に輸出された。

表 4.5.1 ペルーの木材製品別の生産・輸入・国内消費・輸出量 (2014 年)

木材製品	生産量 (1000m <sup>3</sup> )	輸入量 (1000m <sup>3</sup> )	国内消費量 (1000m <sup>3</sup> )	輸出量 (1000m <sup>3</sup> )
丸太	1,564	1	1,562	3
製材	690	122	437	374
ベニヤ	8	0	6	3
合板	88	49	116	20

出典: European Timber Trade Federation (2017)

天然林由来の木材はそのほとんどが海外への輸出用である。天然林由来の輸出用樹種として、Cumula (*Virola spp.*)、Tornillo (*Cederlinga catenaeformis*)、Lupuna (*Chorisia integrifolia*)、Cedro (*Cedrela odorata*)、Big-leaf Mahogany (*Swietenia macrophylla*)、Bolaina

(*Guazuma spp.*)、Capirona (*Calycophyllum spruceanum*) が挙げられる。OSINFOR (2016) の報告によると、2015年に調査した輸出木材の71%が Cumula (*Virola spp.*) であった。また主要な木材プランテーション用樹種として Queuña (*Polyepis spp.*)、Alder (*Alnus acuminata*)、Marupa (*Simarouba amara*)、Pashaco (*Parkia velutina*)、Southern Blue Gum (*Eucalyptus globulus*)、Pino (*Pine spp.*)、Bolaina (*Guazuma spp.*) が挙げられる。

## 2) 木材貿易の現況

ペルーは輸出促進のため米国や中国等、様々な国と自由貿易協定 (FTA) / 経済連携協定 (EPA) を締結した<sup>1</sup>。2011年～2015年間の木材製品輸出は、年間平均で総輸出総額の0.7%であり、その割合は大きくない。ペルーの木材輸出は2008年にピーク (219百万米ドル) を示した。2015年にアメリカ向けの輸出木材の違法材が問題となり、輸出量は大きく減少し、2016年は129百万米ドルであった<sup>2</sup>。

米国への輸出が減少する一方で、中国への輸出は増加傾向にある。FSC (2017a) によると、木材輸出先は、中国 (37%)、メキシコ (20%)、米国 (17%)、ドミニカ共和国 (6%) の順である。米国へは高級製材、中国へは床材が主に輸出され、メキシコへはベニヤが輸出される (EIA, 2012)。

ペルーでは、1972年から天然林由来の丸太の輸出は禁止されており、輸出木材製品で最も重要なのが熱帯林から生産される製材である。一方で、木材を家具等に加工して付加価値をつけ輸出する能力は非常に限られる (Oliver, 2013)。

表 4.5.2 木材製品ごと輸出額・量 (2015年)

木材製品	輸出額 (米ドル)	輸出量 (kg)	輸出量 (m <sup>3</sup> )
製材	48.447.631,96	55.082.630,39	78.712,63
針葉樹	40.802,00	59.430,00	108,05
その他樹種	48.406.829,96	55.023.200,39	78.604,57
パーティクル・ボード、配向性 ストランドボード	1.241.552,18	1.514.784,26	2.285,86
パーケット、モールディング用 木材	70.837.768,70	65.328.781,18	87.105,84
針葉樹	1.044,86	1.652,64	3
その他樹種	70.836.723,84	65.327.128,54	87.102,84
ベニヤ材	10.753.335,18	8.129.781,70	12.507,36
木材家具	6.042.369,04	832.719,24	1.189,60
加工木材	6.568.280,38	2.944.550,88	4.206,50
木材シート	2.150.025,12	1.178.307,62	1.571,08
圧縮材	4.591.824,41	2.656.789,98	3.795,41
木炭	47.607,06	55.227,89	110,46
薪等	3.395,70	497,37	0,99

<sup>1</sup> 2017年11月時点において、ペルーは米国、カナダ、チリ、欧州連合 (EU)、中国、ホンジュラス、日本、メキシコ、パナマ、シンガポール、大韓民国、タイと自由貿易協定を提携している。

<sup>2</sup> 聞き取り調査：ADEX (2017年8月18日)

木材製品	輸出額（米ドル）	輸出量（kg）	輸出量（m <sup>3</sup> ）
丸太	13.310,30	12.711,00	17,41
紙・カートンの廃棄物	393.060,83	2.056.520,63	-, -
紙・カートン	63.757.561,66	58.552.838,32	-, -

出典：SERFOR（2016）

## 4.5.2 森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用

### 1) 森林管理及び合法木材に関連する行政の体制

ペルーでは、州政府を含む複数の行政機関が森林管理と貿易に関連する（表 4.5.3）。

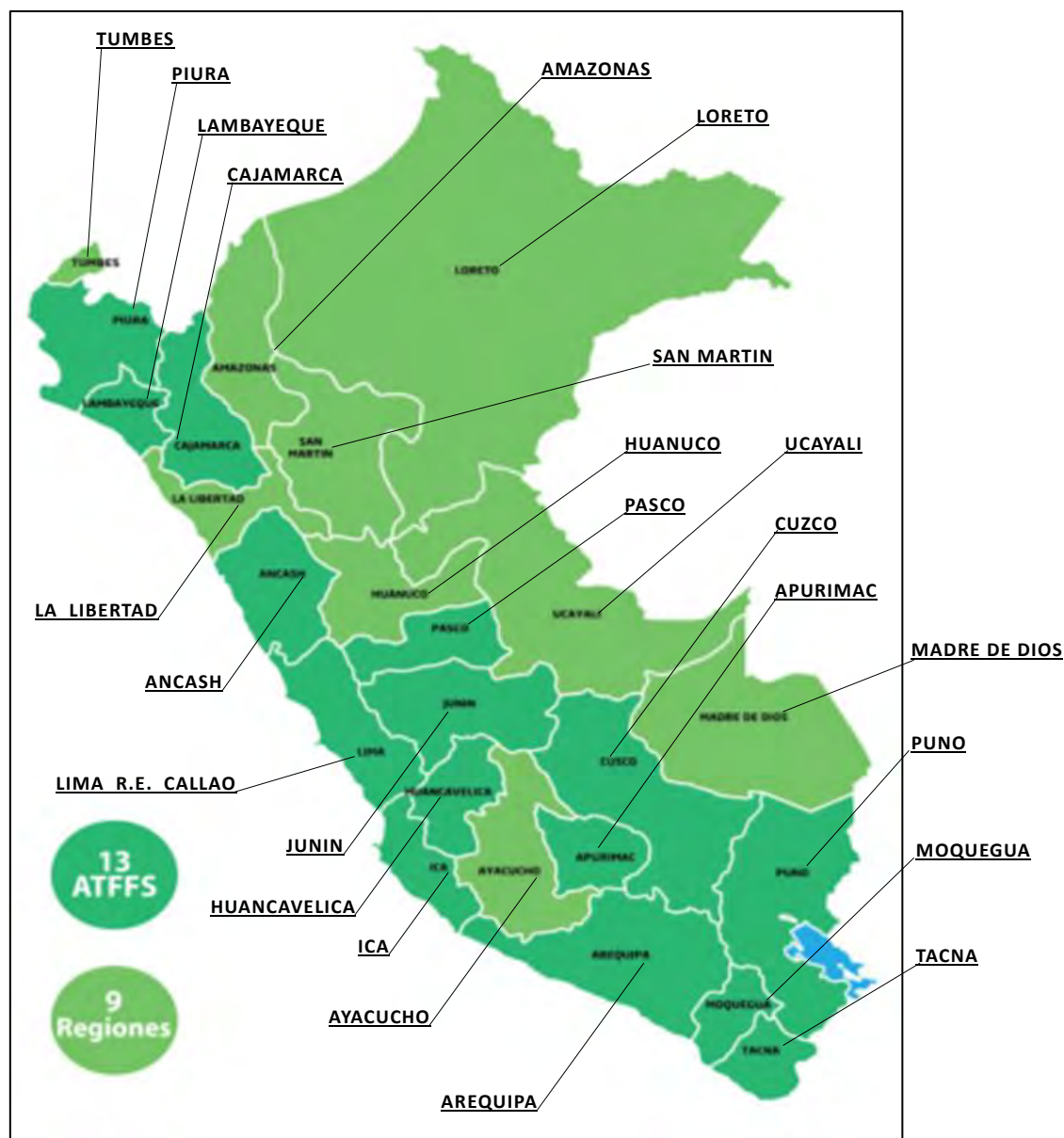
表 4.5.3 森林管理及び貿易に関連する行政機関と役割

組織名	スペイン語略称	役割
農業・灌漑省 (Ministerio de Agricultura y Riego)	MINAGRI	農業や森林、野生動物の管理と利用に関する行政を担当する省庁。
国家森林・野生動物局 (Servicio Nacional Forestal y de Fauna Silvestre)	SERFOR	森林と野生動物管理行政を担当する農業・灌漑省の機関。2014年に設立され、木材輸送に関する文書管理を含むサプライ・チェーンの監督を行う。ワシントン条約の管理当局
国立自然保護地域管理局 (Servicio Nacional de Áreas Naturales Protegidas por el Estado)	SERNANP	自然保護地域 (Áreas Naturales Protegidas: ANPs) を管轄する。環境省の外局
環境省 (Ministerio del Ambiente)		天然林の管理と保全行政を管轄し、気候変動政策や REDD+ を担当する。ワシントン条約の科学当局
貿易・観光省 (Ministerio de Comercio Exterior y Turismo)	MINCETUR	自由貿易協定 (FTA) ・経済連携協定 (EPA) の責任省庁。
森林・野生動物資源監査局 (Organismo de Supervisión de los Recursos Forestales)	OSINFOR	森林資源、野生動物、生態系サービスの持続的利用と保全について監査を行う独立機関。おもに現場(伐採地)での監督を行う。米国との貿易に関する2国間合意に基づき、2008年に閣僚評議会の機関として設立された。
環境検察局 (Fiscalía Especializada en materia ambiental) / 公共省 (Ministerio Público)		違法伐採問題を含む環境問題を専門に取り扱う検事局。2015年～2016年の間に、ウカヤリ州、ロレート州及びマドレ・デ・ディオス州の3州に地方事務所が設立された（今後、全国に展開される予定）。
税務局 (Superintendencia Nacional de Aduanas y de Administración Tributaria)	SUNAT	税関を管轄。木材・野生動物産物の輸出に関する監督・責任機関。
州政府 森林・野生動物局 (Autoridad Regional Forestal y de Fauna Silvestre) / 環境局 (Autoridad Regional Ambiental)	ARFFS/ ARAS	地方分権プロセスの一環として、農務省の機能の一部が州政府に移転され、州政府は、森林年間伐採に関する許可を発行する。

森林管理と合法木材に関連する行政機関として、政策を担当する SERFOR、定められた規則に基づきコンセッションや森林利用許可等の伐採許可を発行し、丸太や製材

の流通を確認する州政府の森林・野生動物局、そして森林管理の現場検証を実施する OSINFOR が挙げられる。

ただし、森林・野生動物局はすべての州政府に設立されたわけではない。ペルーでは、地方分権化の一環として、2006年から中央政府の森林管轄権と機能の州政府への委譲が始まったが、2017年9月時点では、ロレート州、ウカヤリ州、サン・マリティン州、マドレ・デ・ディオス州など9州で州森林・野生動物局が設立された。その他の15州では SERFOR の森林・野生動物技術局（Administraciones Técnicas Forestales y de Fauna Silvestre : ATFFS スペイン語略称）が州の森林行政を担当する（図 4.5.1）。



※薄緑の州が州森林・野生動物局の設立された州  
出典：SERFOR 提供資料

図 4.5.1 州政府森林・野生動物局（ARRAS）と SERFOR 森林・野生動物技術局（ATFFS）

## 2) 関連法令及び必要書類等

### (1) 合法的な伐採権

#### ① 土地所有権

木材を目的とした一次林 (Bosque natural primario) と二次林 (Bosque secundario) の伐採は、土地所有タイプに基づき、2011年に制定された森林・野生動物法 (Ley Forestal y de Fauna Silvestre Ley N° 29763) と関連規則<sup>3</sup>にて4つの様式が定められる(表 4.5.4)。

表 4.5.4 一次・二次林の伐採権の様式

伐採権	土地所有権と伐採様式
森林伐採コンセッション	<ul style="list-style-type: none"> <li>公有地における生産林 (一次・二次林) の伐採利用権。</li> <li>面積: 5,000~40,000ha</li> <li>州政府が公共入札を通じて発行する。コンセッション期間は40年間 (延長可能)</li> </ul>
先住民族・地域住民が集団的に所有する森林における伐採許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の所有権をもったコミュニティに対する伐採許可。州政府森林・野生動物局が発行する。</li> <li>管理計画と総会の議事録 (申請者の代表性とコミュニティの総意を証明する) が申請には必要。</li> <li>伐採業者がコミュニティと契約して伐採する場合がある。</li> <li>販売を目的としないコミュニティ内の消費には許可は必要ない。</li> </ul>
私有地の森林伐採許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>私有地における森林の伐採許可 (州政府森林・野生動物局が発行)。</li> <li>管理計画は、隣接する複数の私有地を含めてよい。</li> </ul>
ローカル・フォレスト管理契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>ローカル・フォレストは、地域住民が近隣の森林資源を利用できるように公有地に設定された森林。</li> <li>郡政府または森林利用者が郡政府を通じて州政府森林・野生動物局に申請する。</li> </ul>

表 4.5.4 に示すような、法的に森林資源へのアクセス権が与えられた個人・法人及び様式を “Título habilitante” と称する。

また、ペルーには約 600,000ha に及ぶ木材用プランテーションがあり、中南米で第3位の面積である (Traffic, 2014)。木材用プランテーション・コンセッションは、一次・二次林が存在しない公有地においてゾーニングに基づき、州政府森林・野生動物局がライセンスを発行する。コンセッション・ライセンスは40年間の期間であり、更新可能である。一方で、私有地、または地域コミュニティが所有する土地でプランテーションを造成するには許可は必要ない。

森林から農地への転換については、森林・野生動物法第38条で規定され、SERFORと該当する地方政府の承認によって可能とされる。私有地の森林を農地に転換する場合には、州政府森林・野生動物局の承認が必要となる。違法な土地利用転換による木材生産が指摘されるが<sup>4</sup>、その量等の詳細は明らかでない。

<sup>3</sup> 森林・野生動物法 (Ley Forestal y de Fauna Silvestre Ley N° 29763) <http://www.serfor.gob.pe/wp-content/uploads/2016/03/LFFS-Y-SUS-REGLAMENTOS.pdf>

<sup>4</sup> 聞き取り調査: Excelsa (2017年8月13日)



## ② コンセッション・ライセンス

コンセッション制度は、2000年6月に改正（2002年に法施行）された森林・野生動物法によって森林管理・利用モデルとして開始された（Ministry of Environment, 2014）。コンセッションには、伐採コンセッション、非木材林産物コンセッション、エコツーリズムと保全コンセッション、プランテーション・コンセッションがあり、州政府が発行する。木材コンセッションには、永続的生産林内における5,000haから40,000haの森林伐採権が与えられ、ライセンスの期間は40年間で、更新が可能である。

伐採コンセッションは、2012年の時点で588のライセンス（合計約740万ha）が発行された。

ペルーでは、伐採コンセッションのほか、先住民族やコミュニティが集団的に所有する森林が重要な木材生産の現場となっている。伐採コンセッションよりも総面積が大きいことから（表4.5.5）、木材供給源としてのポテンシャルは高いと考えられる。一方で、所有者である先住民族グループや地域コミュニティが利用権を行使し、便益を得るために必要な能力や資源の不足が指摘される。法制度や必要手続きを理解する他、森林を利用するための投資能力やインフラストラクチャー、人材が不可欠である。さらに、彼らが外部者と契約して森林管理計画策定や伐採を外注する、または木材輸送に中間業者を利用する場合には、公平な契約を結ぶための知識と交渉力が課題となっている<sup>5</sup>。

表 4.5.5 州毎の木材コンセッション面積と先住民族・地域コミュニティの所有する森林の面積（1,000 ha）

	ロレート州	サン・マルティン州	ウカヤリ州	マドレ・デ・ディオス州	その他州	合計
伐採コンセッション	2,765	554	2,557	1,275	329	7,480
集団的森林（先住民族、コミュニティ）	6,116	318	2,396	457	4,316	13,602

出典：FAO（2012）

## ② 森林管理・伐採計画

すべてのタイプのコンセッションと森林利用許可には、森林管理計画の提出が必要である。森林・野生動物法と森林管理規則によって、施業サイズに基づき策定の必要な管理計画が規定される。

- 森林管理基本計画（Plan General de Manejo Forestal：PGMF スペイン語略称）：対象地域すべてを含む長期的な森林管理計画。5000ha以上の面積に適用され、400haまたは500haの伐採区画（Parcelas de Corte）から構成される。森林コンセッションの場合、コンセッション・ライセンスの期間の全範囲の管理計画となる。SERRFORの承認を受けた森林技術者団体（Colegio ingeniero forestal）に登録された森林技師（Regente forestal）によって策定される。
- オペレーション計画（Plan Operativo：PO スペイン語略称）：1から2つの伐採区

<sup>5</sup> 聞き取り調査：Bozovich Peru（2017年8月8日）；WWF Peru（2017年8月17日）

画を対象とした短期的な（1年から3年間）森林管理計画。森林管理基本計画が承認された後に策定され、伐採許可の申請に必要な計画書。森林インベントリーに基づき、森林技師によって策定される。オペレーション計画には、伐採する樹木の情報（樹種名、胸高直径、位置情報）<sup>6</sup>が含まれる。

- 中規模森林管理計画(Plan de Manejo Forestal Intermedio):対象面積 5,000ha 以下、年間伐採量が 2,500m<sup>3</sup> 以下の森林施業に適応される管理計画。コンセッション・ライセンスの期間の全範囲の管理計画であり、オペレーション計画も含まれる。森林技師によって策定される。
- 管理ステートメント (Declaración de Manejo: DEMA) : 年間伐採量が 650m<sup>3</sup> 以下の小規模な森林施業に適応される管理計画。アグロフォレストリーシステムで木材を搬出する際にも適用される。策定には森林技師は必要ない。

私有地や集团的所有地の森林プランテーションの場合には、管理計画の提出や政府機関の承認は必要ない。一方で、公有地の森林プランテーションの場合には、そのサイズに応じて森林プランテーション管理計画、若しくは管理ステートメントの提出が求められる。

#### ④伐採許可

オペレーション計画または中規模森林管理計画や管理ステートメントそれぞれのガイドラインに基づき、州政府が伐採許可を発行する。伐採許可の判断は提出書類の審査だけであり、伐採予定地の事前検査は行われぬ。このため、実際には存在しない樹木がインベントリーに記載され、実際の伐採量よりも多い伐採量がオペレーション計画に記載されるなど虚偽情報が伐採計画に含まれるケースがあり、対象地域外部から伐採された違法木材が混入する余地が生まれる<sup>7</sup>。ただし、ワシントン条約 (CITES) 付属書で指定された樹種が森林伐採の対象である場合、SERFOR は州の森林・野生動物局と協力し、オペレーション計画を承認する前に、伐採予定地の検査を実施する。

森林・野生動物法と関連規則により、州政府は、森林管理計画等の承認日から 15 日以内に OSINFOR と SERFOR に報告し、文書を共有することが規定される。しかしながら、州政府による他の機関との情報共有、特に OSINFOR に対する報告と文書共有のタイミングには課題が残る<sup>8</sup>。その結果、SERFOR が森林施業の全体像を把握できない、また OSINFOR の現場検査が遅れるといった問題を引き起こす。

## (2) 納税と使用料支払

### ①ロイヤルティの支払と伐採手数料

森林・野生動物法の規則第 70.2 条により、伐採コンセッション及びその他の伐採許

<sup>6</sup> すべての森林管理計画が GPS を利用しているわけではなく、樹種の位置情報については、基準線から何メートルという表示をしているオペレーション計画もある。

<sup>7</sup> 聞き取り調査：EIA (2017 年 8 月 11 日)

<sup>8</sup> 聞き取り調査：OSINFOR (2017 年 8 月 17 日)

可の場合、年間支払い料は、伐採量と5つに分類された伐採樹種の経済的価値に基づいて計算される（表 4.5.6）。

表 4.5.6 樹種の経済的価値に基づく伐採手数料

カテゴリー		2011年における伐採手数料 (m <sup>3</sup> あたり)(米ドル換算)
A	高価値がある	17.86
B	価値がある	10.71
C	中レベル	1.43
D	経済的潜在性あり	0.71
E	その他	0.36

出展：FAO（2017）

先住民族や地域コミュニティによる内部利用を目的とした伐採には、伐採手数料は徴収されない。また、同規則第340と341条により、森林管理計画がFSC等の森林認証を受けている場合は、年間支払い料の25%が免除される。

森林行政機能が州政府に委譲されたロレート州、ウカヤリ州、サン・マルティン州、マドレ・デ・ディオス州等では州政府が手数料を徴収する。徴収された手数料は、伐採場所が位置する州及び郡政府、及び手数料を徴収する機関（州政府森林・野生動物局またはSERFOR）、OSINFORにそれぞれ50%、25%、25%分配される（FAO, 2017）。

## ②付加価値税とその他売上・販売税

丸太や製材など木材製品等が販売される際に18%の販売税（Impuesto General a las Ventas：IGV スペイン語略称）が課せられ、請求書に記載される。なお、アマゾン地域への投資を促進するために、ロレート州、ウカヤリ州、マドレ・デ・ディオス州等では販売税は課せられない。ただし税申告は行う必要がある。先住民族グループなど、税申告手続きを理解していない場合があり、罰則金を請求されるケースが報告される（NEPCon, 2017）。

## ③収入及び利益税

収入及び利益税に関する制度が遵守されているかどうかを監督するのはSUNATである。

収入税は、収入税法（Ley de Impuesto a la Renta）<sup>9</sup>によって規定され、コンセッション・ホルダーや先住民族グループに課せられる。なお、アマゾン地域への投資を促進するために、ロレート州、ウカヤリ州、マドレ・デ・ディオス州等では、一定の条件を満たす団体や個人には減税が適用される<sup>10</sup>。

<sup>9</sup> 収入税法（Texto Único Ordenado de la Ley de Impuesto a la Renta）：  
<http://www.sunat.gob.pe/legislacion/renta/tuo.html>

<sup>10</sup> SUNAT：<http://www.sunat.gob.pe/legislacion/oficios/2000/oficios/o1142000.htm>



### (3) 伐採施業

#### ① 林業（木材伐採）規則

伐採施業については、森林管理計画ごとに SERFOR がガイドラインを策定しており、伐採施業等が規定される：

- 森林管理基本計画策定ガイドライン（Lineamientos de elaboración de Plan General de Manejo Forestal）  
<http://www.serfor.gob.pe/lineamientos/lineamientos-de-elaboracion-de-plan-general-de-manejo-forestal-y-plan-operativo-para-concesiones-forestales-con-fines-maderables>
- オペレーション計画策定ガイドライン（Lineamientos de elaboración de Plan General de Manejo Forestal y Plan Operativo para Concesiones Forestales con Fines Maderables）  
<https://www.serfor.gob.pe/wp-content/uploads/2016/07/RESOLUCI%c3%93N-DE-DIRECCI%c3%93N-EJECUTIVA-N%c2%ba-046-2016-SERFOR-DE.pdf>
- 中規模森林管理計画策定ガイドライン（Lineamientos para la elaboración de planes de manejo forestal intermedio para el aprovechamiento de productos diferentes a la madera）  
<https://www.serfor.gob.pe/wp-content/uploads/2016/04/RESOLUCI%c3%93N-DE-DIRECCI%c3%93N-EJECUTIVA-N%c2%ba-013-2016-SERFOR-DE.pdf>
- 管理ステートメン策定ガイドライン（Lineamientos para la elaboración de Declaraciones de Manejo en Contratos en Cesión en Uso Bosques Residuales o Remanentes）  
<http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/per152737.pdf>
- 森林プランテーション登録のためのガイドライン（Lineamientos para la Inscripción de las Plantaciones Forestales en el Registro de Plantaciones Forestales）  
<http://www.serfor.gob.pe/lineamientos/lineamientos-para-la-inscripcion-de-las-plantaciones-en-el-registro-nacional-de-plantaciones-forestales-y-sus-anexos>

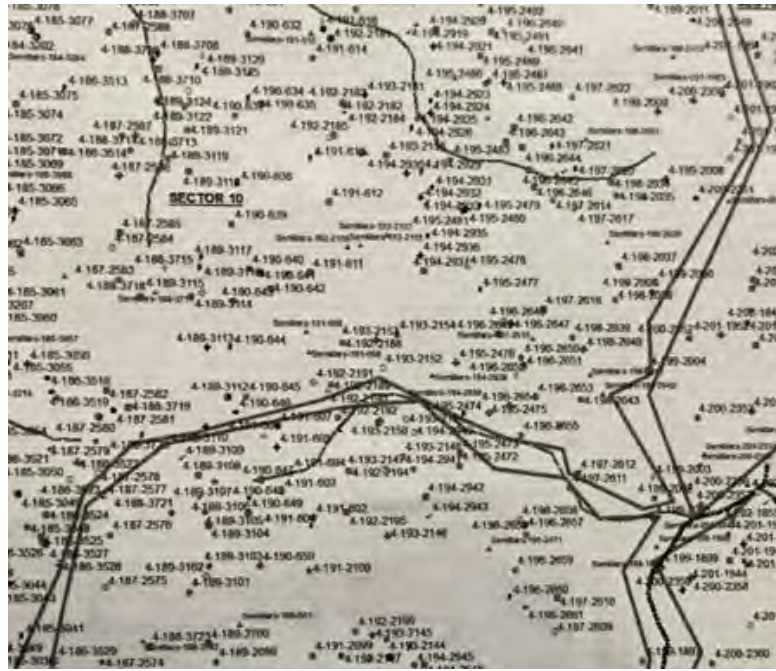
これらのガイドラインは、管理方法（伐採方法、伐採サイズ、更新方法、保全、林道）を決定するために検討すべき要因を示す。

伐採コンセッションにおける天然林伐採施業（択伐）のプロセスを以下に示す：

#### A. 森林管理基本計画とオペレーション計画

森林管理基本計画とオペレーション計画は、提出から 60 営業日以内に州政府がその承認（または不承認の）結果を知らせる。州政府から伐採許可を受けるためには、1 年から 3 年間の森林管理計画であるオペレーション計画を提出する必要がある。オペレーション計画には、伐採予定樹木の位置情報と個体番号が含まれる（写真 1）が、個体番号はオペレーション計画毎に付与されるため<sup>11</sup>、異なるオペレーション計画間で同じ番号の木が存在することになる。

<sup>11</sup> オペレーション計画における参照番号のつけ方：例 1-1-1：最初の 1 は伐採区画番号、2 番目の 1 は伐採区画を区切る線の番号、3 番目の 1 はその線における樹種番号を示す。



出典：IMAZA S.A (2017)

図 4.5.2 オペレーション計画における伐採予定樹木を示した地図  
(IMAZA S.A コンセッション、ロレート州)

## B. 樹木の伐採

オペレーション計画で示された伐採予定樹木の位置を探索し、個体番号を記したタグをつける (図 4.5.3)。



図 4.5.3 伐採予定木 (IMAZA S.A コンセッション、ロレート州)

伐倒したら根株にも個体番号を記したタグを打ち付け（写真3）、伐倒木の元口にペンキで個体番号を記載し（写真4）、根際直径と長さ（玉切りした際は末口までの長さ）を野帳に記載する。



図 4.5.4 伐採後に切り株に付けられた個体番号  
(IMAZA S.A コンセッション、ロレート州)



図 4.5.5 ペンキで個体番号が記載された伐倒木の元口  
(IMAZA S.A コンセッション、ロレート州)

また、森林管理規則第 202 条には、コンセッション所有者等の *Título habilitante* による森林管理が森林・野生動物法を遵守しているかどうかについて、OSINFOR によって 5 年ごとに監査を受けることが定められる。OSINFOR は、リマの本部の他、戦略的に主要な州に 7 つの地方事務所 (*Oficina Desconcentrada*)<sup>12</sup>を設置し、40 人が監督官として伐採現場に赴き検査を行う。現場ではオペレーション計画通りに樹木が伐採されたかを、伐採後に切り株に付けられた個体番号、樹種、サイズ等によって確認する。森林管理規定第 18 条により、OSINFOR は、以下の違法な活動に対して、罰則金を課し、また森林利用許可を停止する権限を持つ。

- 森林伐採について州政府森林・野生動物局に虚偽の情報を報告する。
- 許可されていない資源を搬出する。
- 許可されていない土地利用を実施する。
- 環境や生物多様性に深刻なダメージ、またはリスクを引き起こす。
- 伐採手数料を支払わない。
- 許可された以外の活動を実施、または管理計画に示された投資・努力を行わない。

OSINFOR による現場検査は、平均で年間約 600 回実施され、伐採された森林面積の約 30% をカバーすると推定される<sup>13</sup>。検査対象となる森林管理を選択する基準は、大統領決議 N° 028-2013- OSINFOR (*Resolución Presidencial N° 028-2013-OSINFOR*<sup>14</sup>と大統領決議 N° 028-2015-OSINFOR (*Resolución Presidencial N° 028-2015-OSINFOR*)<sup>15</sup>によって規定される。また SERFOR や SUNAT、環境検察局 (*Fiscalia Especializada en Materia Ambiental*)、ペルー国家警察、*Título habilitante* からの申請の他、苦情も考慮される。

一方で、OSINFOR が適切に森林伐採後の現場検査を行うためには、人材・予算・他政府機関との調整不足が課題として挙げられる<sup>16</sup>。承認された森林管理計画は 15 日以内に OSINFOR に報告・共有することが規定されるが、多くの場合、情報共有は遅れるか、行なわれない (OSINFOR, 2016)。その結果、OSINFOR が国レベルで森林管理・伐採の全体像を把握することが困難となっている。さらには、現場検査によって森林伐採の違法性が判明しても、すでに木材が海外に輸出されていた場合も報告される<sup>17</sup>。

OSINFOR は、森林伐採後の現場検査の結果を分析し、ウェブサイト“OSINFOR-SIGO” (<http://www.osinfor.gob.pe/sigo/>) で一般に公開する (エラー! 参照元が見つかりません)。現場検査を受けた森林管理は、評価に基づき緑リスト (*Lista Verde*) と赤リ

<sup>12</sup> OSINFOR の地域事務所はウカヤリ州、ロレート州、サン・マルティン州、マドレ・デ・ディオス州、フニン州等に設置される。

<sup>13</sup> 聞き取り調査：OSINFOR (2017 年 9 月 14 日)

<sup>14</sup> 大統領決議 N° 028-2013- OSINFOR :

[http://osinfor.gob.pe/portal/data/recurso/archivos/RP\\_028\\_2013.pdf](http://osinfor.gob.pe/portal/data/recurso/archivos/RP_028_2013.pdf)

<sup>15</sup> 大統領決議 N° 028-2015-OSINFOR :

[http://osinfor.gob.pe/portal/data/recurso/RP\\_121\\_2015\\_OSINFOR.pdf](http://osinfor.gob.pe/portal/data/recurso/RP_121_2015_OSINFOR.pdf)

<sup>16</sup> ロレート州の森林面積は 2.6 千万 ha だが、OSINFOR 監督官は 6 人である。現場検証は 1 つの伐採現場 (500~700ha) につき 5 日から 8 日程度かかる。ただし、私有地などの面積的に小さい管理計画は 2~3 日ですむ。現場検証は、基本的に 4 人体制 (OSINFOR 監督官、技術アシスタント、作業員、料理人) (聞き取り調査：OSINFOR ロレート州事務所、2017 年 8 月 16 日)

<sup>17</sup> 聞き取り調査：OSINFOR (2017 年 9 月 14 日)



スト (Lista Roja) に分類される。赤リストに載るのは、木材の違法性リスクが高いと評価された森林管理である。許可がないのに伐採された樹木の本数・種類・伐採量の割合及び環境インパクトの4つが選択基準であり、現場でのサンプリング調査に基づいて評価される<sup>18</sup>。

緑・赤リストでは、合法的な森林管理と非合法性のリスクが高いと評価された森林管理の Título habilitante 名、コード、オペレーション管理番号、場所やその他詳細情報が公開される。

**PCM** **SIGO**  
**Recomendaciones para el uso del OBSERVATORIO OSINFOR**

Califica a los planes de manejo de los títulos habilitantes en base a los resultados de la supervisión en campo y/o fiscalización del OSINFOR, con la finalidad de coadyuvar al comercio legal de la madera.

**¿Qué información muestra?**  
 Planes de manejo forestal de los títulos habilitantes supervisados por el OSINFOR de las siguientes modalidades:

- Concesiones forestales maderables.
- Concesiones forestales no maderables con planes complementarios maderables.
- Concesiones de forestación y/o reforestación.
- Permisos forestales en comunidades nativas y campesinas.
- Permisos forestales en predios privados.
- Contratos de administración en bosques locales.

**¿Cómo se califican los planes de manejo forestal?**

**Lista Roja**  
 Representa un riesgo inaceptable, importante o moderado para el comercio legal por haberse evidenciado aprovechamiento no autorizado de los recursos forestales maderables.

**Lista Verde**  
 No representa ninguno de los riesgos de la lista roja para el comercio legal.

**Tener en cuenta**

- La asignación de color se realiza sobre cada plan de manejo forestal supervisado por el OSINFOR, por lo que puede existir un mismo titular en ambas listas con plan de manejo forestal distinto.
- Los resultados de la supervisión son mostrados en el observatorio desde la emisión del informe de supervisión, el mismo que es actualizado conforme se vaya generando la documentación correspondiente del proceso de fiscalización.
- Las actualizaciones son diarias y a partir de los documentos generados en 2016, en cada reporte se muestra la fecha de ingreso en el Observatorio OSINFOR.
- Todos los reportes muestran la fecha y hora de consulta.

Se deja expresa constancia que el OSINFOR no asume responsabilidad alguna por el uso o desición final que adopte el usuario dentro de la información aquí presentada.

La información proporcionada a través de las consultas en línea del SIGO, no tiene validez para ningún trámite administrativo, judicial y otros.

※OSINFOR-SIGO 内にある現場検査の報告ページ

OBSERVATORIO OSINFOR: Lista Roja

Descargar relación de titulares

Nº	Titular	Título Habilitante	Modalidad	Departamento	Nº POA	Inicio de Vigencia del POA	Zafra o Período	Ver detalle	Ver Ubicación en el SIGO
1	COMUNIDAD NATIVA DE SHAIM	01-AMAP-MAD-ARA-DEGBFS-06-2014	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 2	12/06/2015	2015-2016		
2	COMUNIDAD NATIVA TAYU	01-AMAP-MAD-DRA-019-11	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 1	12/09/2011	2011-2012		
3	COMUNIDAD NATIVA TUTUMBEROS	01-AMAP-MAD-DRA-07-11	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 1	27/06/2011			
4	DELGADO CARRANZA FELIX	01-AMAP-MAD-DRA-001-13	Permisos Forestales - Predio Privado	AMAZONAS	POA 1	07/01/2013	2013-2014		
5	COMUNIDAD NATIVA ALTO BICHANAK	01-AMAP-MAD-DEGBFS-016-2015	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 1	25/09/2015	2015-2016		
6	COMUNIDAD NATIVA AUTUKAI	01-AMAPER-FMC-2017-003	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	Declaración de Manejo	14/02/2017	2017-2018		
7	COMUNIDAD NATIVA CUZU CHICO	01-AMAP-MAD-DRA-05-11	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 1	16/05/2011	2011-2012		
8	COMUNIDAD NATIVA DE NAYUMPIN	01-AMAP-MAD-DRA-028-11	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 2	26/08/2013	2013-2014		
9	COMUNIDAD NATIVA NUEVA VIDA	01-AMAP-MAD-DEGBFS-015-2015	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 1	25/09/2015	2015-2016		
10	COMUNIDAD NATIVA SAWMENTS BICHANAK	01-AMAP-MAD-ARA-DEGBFS-04-2014	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 1	23/03/2014	2014-2015		
11	COMUNIDAD NATIVA SHUSHUG	01-AMAP-MAD-DRA-06-13	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 1	12/07/2013	2013-2014		
12	COMUNIDAD NATIVA UMUKAI	01-AMAP-MAD-DRA-013-12	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 1	26/06/2012	2012-2013		
13	COMUNIDAD NATIVA WAWIK	01-AMAP-MAD-DRA-01-11	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	POA 1	04/04/2011	2011-2012		
14	COMUNIDAD NATIVA WINCHU TEMASHNUM	01-AMAPER-FMC-2016-011	Permisos Forestales - Comunidad Nativa	AMAZONAS	Declaración de Manejo	12/12/2016	2016-2017		
15	CORONEL DELGADO TEODORO	01-AMAP-MAD-DRA-006-12	Permisos Forestales - Predio Privado	AMAZONAS	POA 1	30/03/2012	2012-2013		
16	LOPEZ FLORES JAIME	01-AMAP-MAD-DRA-07-2013	Permisos Forestales - Predio Privado	AMAZONAS	POA 1	26/06/2013	2012-2014		
17	LUNA CAMPOS PASCUAL	01-AMAP-MAD-DRA-08-2013	Permisos Forestales - Predio Privado	AMAZONAS	POA 1	12/07/2013	2013-2014		

※赤リストに分類された森林管理一覧(画面右側のアイコンをクリックすると詳細情報や地図上での位置が確認できる。

出展：OSINFOR-SIGO” (<http://www.osinfor.gob.pe/sigo/>)

<sup>18</sup> Resolución Presidencial N° 031-2016-OSINFOR (<http://osinfor.gob.pe/wp-content/uploads/2016/04/RESOLUCION-PRESIDENCIAL-00031-2016-OSINFOR-01.1.pdf> )

#### 図 4.5.6 OSINFOR－SIGO

森林伐採の違反を発見した場合、OSINFOR は公共省 (Ministerio Publico)に報告、公共省の機関である環境検察局が調査を行い、結果に応じて司法判決が求められる。

#### ②保護地域及び樹種

ペルーの憲法第 68 条は、生物多様性と自然保護地域 (Áreas Naturales Protegidas: ANPs) の促進を国家の義務として定めており、SERFOR と SERNANP が自然保護地域及び保全樹種の監督機関としての責任を持つ。

ペルー全国には、SERNANP が管理する国立の自然保護地域が計 76(約 2.2 千万 ha) 設立され (表 4.5.7)、SINANPE (国立自然保護地域システム : Sistema Nacional de Áreas Naturales Protegidas por el Estado) と称される。

表 4.5.8 SINANPE (国立自然保護地域システム : Sistema Nacional de Áreas Naturales Protegidas por el Estado)

カテゴリー	数	面積 (ha)	全自然保護地域面積 に対する割合 (%)
国立公園 (Parque Nacional)	14	8,170,747.54	6.20
国立保護区 (Santuario Nacional)	9	317,366.47	0.25
歴史的保護区 (Santuario Histórico)	4	41,279.38	0.03
国立リザーブ (Reserva Nacional)	15	4,652,449.16	3.62
野生動物保護区 (Refugio de Vida Silvestre)	3	20,775.11	0.02
保護林 (Bosque de Protección)	6	389,986.99	0.30
景観保護区 (Reserva Paisajística)	2	711,818.48	0.55
共有リザーブ (Reserva Comunal)	10	2,166,588.44	1.38
狩猟リザーブ (Coto de Caza)	2	124,735.00	0.10
ZONA RESERVADA	11	1,505,644.96	2.74
計	76	22,591,259.73	17.26

出典 : SERNANP (<http://www.sernanp.gob.pe/ques-es-un-anp>)

自然保護地域のバッファゾーン内に位置するコンセッションの管理計画は自然保護地域の責任者による承認が必要となる (NEPCon, 2017)。また、森林・野生動物法によって、CITES で指定された樹種が森林伐採の対象である場合、SERFOR が州森林・野生動物局と協力し、オペレーション計画の承認前に現場検証することが定められている。

このように保護地域や樹種の法的制度は確立している。しかしながら、Cisneros and McBreen (2010) によると、ペルーでは 20 の自然保護地域が、先住民族が集団的に所有する土地とオーバーラップしていることが報告される。さらに、OSINFOR が 2014 年に実施した現場検査の結果、コンセッション・ホルダーが自然保護地域等の許可されていない森林で伐採するケースが確認された (OSINFOR, 2015)。

### ③環境配慮事項

森林管理基本計画やオペレーション計画等の策定ガイドラインは、分析・説明が必要な環境インパクトやその対策、予防、モニタリングについて指針を提供する。管理計画において、特に考慮されるべき環境配慮事項として、土壌保全、河川沿いの保護区の設定、森林の天然更新能力、生物多様性保全が挙げられる。

一方で、OSINFOR による伐採後の現場検査では、管理計画で示された環境配慮事項や対策が守られていないケースが報告される（OSINFOR, 2015）。また、管理計画を承認する前に現場検証が行われないことから、伐採前の森林の状況が不明であり、活動や対策を評価することが不可能である。

### ④安全衛生

安全衛生に関しては、労働における安全・衛生法（Ley de Seguridad y Salud en el Trabajo）<sup>19</sup>及び関連規則<sup>20</sup>によって定められ、労働省（Ministerio de Trabajo）、国家労働監査局（Superintendencia Nacional de Fiscalización Laboral: SUNAFIL スペイン語略称）及び衛生省（Ministerio de Salud）が責任機関として法の遵守を監督する。労働者の安全と衛生の保障は企業の義務であり、20人以上の労働者がいる場合には、労働委員会を設けることが定められる。労働省は毎年監査を行うものの、農・林・牧畜・漁業セクターへの監査は非常に限られている。ILO（2015）の報告によると、伐採現場における労働者の安全と衛生について行政の意識は低く、利用可能な情報やデータも限られている。

OSINFOR による検査は、オペレーション計画に基づいて伐採されたかどうかを確認するためであり、安全衛生や雇用については対象でない。ただし、製材所を設立するためには、州政府の許可が必要であり、処理能力、エネルギー、人員等について2年ごとに評価が行われる。

### ⑤合法的な雇用

雇用に関しては、労働の生産性と競争力に関する法（Ley de productividad u competitividad laboral）<sup>21</sup>、労働日数に関する法（Ley de Jornada de Trabajo）<sup>22</sup>、及び最低賃金に関する法令 No.005-2016-TR<sup>23</sup>が規定し、労働省が監督省庁である。

NEPCon（2017）の報告によると合法的な雇用に関するリスクは低いが、これは企業

<sup>19</sup> 労働における安全・衛生法（Ley de Seguridad y Salud en el Trabajo）

<http://www.munlima.gob.pe/images/descargas/Seguridad-Salud-en-el-Trabajo/Ley%2029783%20-%20Ley%20de%20Seguridad%20y%20Salud%20en%20el%20Trabajo.pdf>

<sup>20</sup> 労働における安全・衛生法関連規則

[http://www.mintra.gob.pe/LGT/ley\\_seguridad\\_salud\\_trabajo.pdf](http://www.mintra.gob.pe/LGT/ley_seguridad_salud_trabajo.pdf)

<sup>21</sup> 労働の生産性と競争力に関する法（Ley de productividad u competitividad laboral）

[http://www.oas.org/juridico/pdfs/mesicic4\\_per\\_dec728.pdf](http://www.oas.org/juridico/pdfs/mesicic4_per_dec728.pdf)

<sup>22</sup> 労働日数に関する法（Ley de Jornada de Trabajo）：

[http://www2.congreso.gob.pe/sicr/cendocbib/con4\\_uibd.nsf/34CB632FA0BEB31E05257E2300593BE4/\\$FILE/1\\_DECRETO\\_SUPREMO\\_007\\_04\\_07\\_2002.pdf](http://www2.congreso.gob.pe/sicr/cendocbib/con4_uibd.nsf/34CB632FA0BEB31E05257E2300593BE4/$FILE/1_DECRETO_SUPREMO_007_04_07_2002.pdf)

<sup>23</sup> 最低賃金に関する法令 No.005-2016-TR：

<http://www.elperuano.com.pe/normaselperuano/2016/03/31/1361982-1.html>

が労働者を雇用する際に、両者が契約を結ぶことが法で定められており、税手続きに伴って SUNAT に報告するからである。一方で、林業は歴史的にインフォーマルなセクターであり、ILO (2015) の報告が示すよう、利用可能な情報やデータは限られている。EIA (2012) の報告によると、ペルーの伐採現場では、“habitación” と呼ばれる、利益を共有する一族（先住民族グループ）や日雇い労働者が雇用され、雇用者との力関係や労働環境の問題が指摘される。

#### **（４）第三者の権利**

##### **①慣習的な権利**

ペルーの憲法第 149 条によって、先住民族のテリトリーにおける意思決定の慣習的な権利の行使は認められており（NEPCon, 2017）、森林及び環境政策も先住民族の権利を明確に認めている（Piu and Menton, 2014）。

森林管理については、森林・野生動物法が、慣習的な権利と知識を尊重すると明確に示している。さらに同法第 50 条は、慣習的利用権を尊重し、先住民族や地域コミュニティによる販売を伴わない森林伐採については、伐採手数料を免除するとしている。

##### **②FPIC（自由で事前の十分な情報に基づく同意）**

ペルー政府は、国際労働機関で 1989 年に採択された原住民及び種族民条約（ILO Convention 169）を 1994 年に批准し、FPIC に関する国内法制度を構築してきた数少ない国の一つである。2005 年には、遠隔地に住む先住民族グループや未接触先住民族グループの保護に関する法を制定し<sup>24</sup>、2011 年には FPIC 法<sup>25</sup>、2012 年に FPIC 法規則<sup>26</sup>を制定した。同法と規則は FPIC の権利を行使するためのルールとプロセスを定め、どのグループが先住民族として認識され FPIC が必要なのか、そして政府機関の責任を定める。

また、森林・野生動物法第 II-3 条には、同法が先住民族の FPIC 権を尊重することが明確に記され、自然保護地域法の規則第 43 条<sup>27</sup>は、保護地域を設立する際の先住民族に対するコンサルテーションを定める。先住民族グループが所有する森林でグループ自ら、または外部者が森林を伐採するためには、先住民族グループの総会での意思決定が必要であり、議事録が事前のコンサルテーションを実施した証明となる。

国レベルで先住民族に対してコンサルテーションを実施する際には、AIDSESP（Association for the Development of the Peruvian Rainforest）と CONAP

<sup>24</sup> 先住民族グループや未接触先住民族グループの保護に関する法（Ley N° 28738 para la protección de pueblos indígenas u originarios en situación de aislamiento y en situación de contacto inicial）：  
<http://www.acnur.org/t3/fileadmin/Documentos/BDL/2008/6757.pdf?view=1>

<sup>25</sup> FPIC 法（Ley del derecho a la consulta previa a los pueblos indígenas u orgánicos, reconocidos en Convenio 169 de la Organización Internacional del Trabajo (OIT)）：  
<http://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/88881/101786/F114786124/PER88881.pdf>

<sup>26</sup> FPIC 法規則 <http://consultaprevia.cultura.gob.pe/wp-content/uploads/2014/11/Reglamento-de-la-Ley-N---29785-Decreto-Supremo-N---001-2012-MC.pdf>

<sup>27</sup> 自然保護地域法の規則（Decreto Supremo N° 038-2001-AG）：  
<http://www.dar.org.pe/archivos/normasLegales/D.S-N-038-2001-AG.pdf>



(Federation of Peruvian Amazonian Nationalities) の 2 組織が含まれる場合が多い。これらの組織はペルー国内の主要な先住民族組織であり、90%の先住民族コミュニティがメンバーとして加わる (USAID, 2016)。

### ③先住民族の権利

FPIC 法第 7 条は、先住民族の定義を示す。2007 年に実施された人口調査によると、ペルー国民のうち約 400 万人が先住民族、または先住民族に由来すると推定されている (FAO, 2017)。

ペルーの森林及び環境政策は先住民族の権利を明確に認識する (Piu and Menton, 2014)。特に、森林・野生動物法の関連規則<sup>28</sup>は、先住民族及び地域コミュニティによる森林管理に関して、彼らの権利や義務を明確に示している。同規則は、先住民族グループの集団的権利を保証し、森林資源へのアクセス、利用権と義務の他、森林意思決定メカニズムへの参加権を定める。先住民族がそのテリトリーの森林資源を伐採、販売するためには、*Títulos habilitantes* として認識され、規模に応じた森林管理計画を策定、州政府に承認される必要がある。

## (5) 貿易と輸送

### ①樹種、量、品質の分類

樹種、伐採量は、オペレーション計画で示される他、丸太や製材を輸送するための運送状と丸太リストに記載される。また、OSINFOR は伐採後に現場検証を行い、伐採された樹種と量がオペレーション計画に基づいているかどうか検査する。

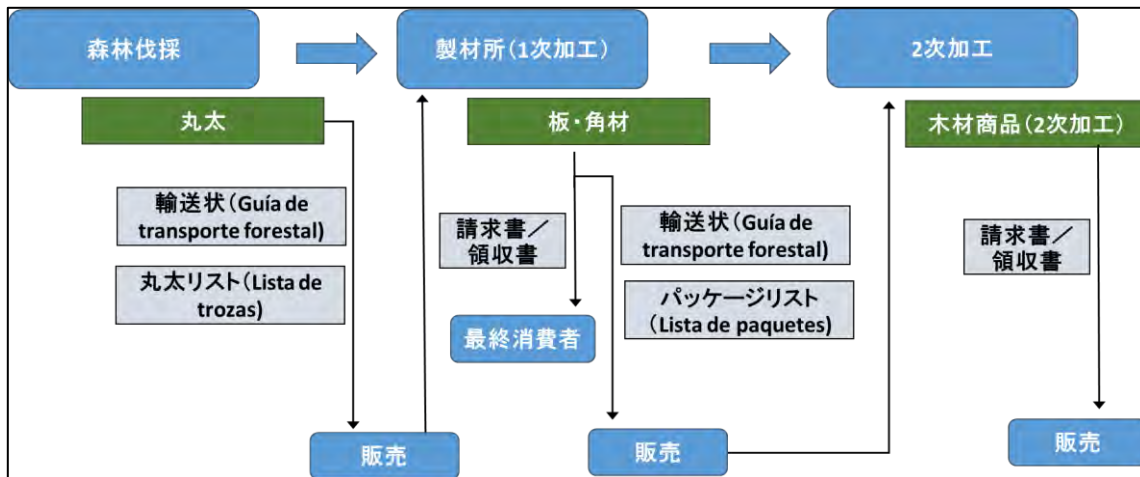
樹種の記載は通称で行われることが一般的であるが、複数の樹種に対して同じ通称が使われる課題が指摘される (NEPCon, 2017)。

### ②貿易と輸送

木材の輸送・販売には、製品の段階 (丸太や製材) によってそれぞれ輸送状 (*Guía de transporte forestal : GTF*) と製品リストまたは、販売の証拠となる請求書／領収書が必要となる (図 4.5.7)。なお、SERFOR や州政府森林・野生動物局の管轄範囲は、木材製品が 2 次加工場に輸送されるまでである。2 次加工場からは生産省 (*Ministerio de la Producción*) が管理する。

---

<sup>28</sup> 森林・野生動物法の関連規則：  
<http://minagri.gob.pe/portal/download/pdf/marcolegal/normaslegales/decretosupremos/2015/ds21-2015-minagri.pdf>



出展：FSC Perú（2017a）に基づき作成

図 4.5.7 木材製品の輸送と必要な文書

輸送状（Guía de transporte forestal：GTF）は、木材製品（丸太または板・角材などの1次加工品）を伐採場所、または製材所（1次加工場）から目的地まで輸送するために必要な申告書（図 4.5.8）である。輸送状は、Título habilitante（コンセッション・ホルダーやプランテーション所有者）、または製材所等が、州政府森林・野生動物局または、SERFOR の森林・野生動物技術局に申請する。

輸送状は、3部（原本とコピー2部）発行される。原本は、製品と一緒に目的地まで運ばれ、木材輸送検閲所（Puesto de control）で確認されると証拠の押し印が押される。コピーのうち1部は検閲所で収集され、もう1部は申請者が保管する。検閲所は、州政府が管理し、SERFOR からの機材等の支援を受けて運営される。全国に約 160箇所設置されるが、配置場所の戦略的効果及び、予算や人材不足等からその機能には課題が残る<sup>29</sup>。

丸太を輸送する場合、輸送状はコンセッション・ホルダーや地域コミュニティ、登録された森林技師により申請される。丸太の輸送状には、Título habilitante、オペレーション計画の承認番号、伐採許可量、これまでに輸送された木材量、輸送可能な木材量が記載される。

木材製品の輸送状は、製品の所有者（Título habilitante や製材所等）に対して発行される。木材製品の輸送状申請には、製品の元になった丸太輸送状が必要（複数の丸太輸送状が使われる）である。木材製品の輸送状には、Título habilitante、オペレーション計画の承認番号、使われた丸太輸送状情報が含まれる。

このことから、論理的には木材製品輸送状から伐採現場までの追跡は可能である。しかしながら、1枚の木材輸送状に複数の丸太輸送状情報が記載されること、輸送状の情報が完全でない場合があること、また木材製品輸送状には丸太輸送状そのものは

<sup>29</sup> ロレート州ロレート県の検閲所は、1人体制であり、24時間監視が出来ない。ロレート州での木材輸送は河川輸送が主流であり、ボートのガソリン不足が問題となっている。また一人体制のため、違法な輸送を発見しても追跡することができない（聞き取り調査：森林監視コントロール・ロレート県ユニット、2017年8月15日）

添付されないことから、追跡調査や現場検査を実施することが困難となっている<sup>30</sup>。2017年8月に実施した聞き取り調査では、特に天然林施業において、輸送状やインベントリー、森林管理計画の虚偽情報やコピー文書の販売によって違法に伐採された丸太が書類上で合法化される問題が指摘された<sup>31</sup>。

輸送木材がプランテーションから伐採された外来樹種の場合には、Guía de remisiónと呼ばれる輸送状が使用される。Guía de remisiónには、樹種とプランテーションの登録番号が記される。

Forma de empaque o presentación del producto	Cantidad	Total
TRONCO	113	12.557
MADERA	113	4.238
MADERA EN BLOQUE	113	2.694
MADERA EN BLOQUE	113	7.374
MADERA EN BLOQUE	113	4.866
MADERA EN BLOQUE	113	4.242
MADERA EN BLOQUE	113	1.969

図 4.5.8 輸送状 (Guía de transporte forestal : GTF)  
(IMAZA S.A コンセッション、ロレート州)

丸太リストは、丸太を輸送する際に必要であり、輸送される丸太の詳細情報である(図 4.5.9)。丸太リストには、樹種名(通称と学名)、樹木の個別番号、輸送量(m<sup>3</sup>)が記載される。製材所から板・角材等の木材製品が輸送される際には、製品の詳細を示したパッケージリストが必要となる。

<sup>30</sup> 聞き取り調査：OSINFOR (2017年9月14日)

<sup>31</sup> 聞き取り調査：USAID (2017年8月10日)、EIA (2017年8月11日)、Camara Nacional Forestal (2017年8月14日)、WWF Peru (2017年8月17日)

INDUSTRIAL MADERERA ZAPOTE S.A.  
RUC Nº 20103979529  
Av. La Marina Nº 844  
LORETO - MAYNAS - PUNCHAÑA

(1) 16 Nº 000037

ESTADO DE TROZAS O CUARTONES A MOVILIZAR

Nº	ESPECIE		(2) Codificación	(3) Dimensiones			Volumen m³
	Nombre Científico	Nombre común o comercial		(4) d1	(5) d2	(6) L	
1	PARISHIA UTRIF	PARAGUANA	66-10-A3	0.56	0.55	5.40	1.366
2	PARISHIA UTRIF	PARAGUANA	66-10-A2	0.60	0.56	5.10	1.347
3	PARISHIA UTRIF	PARAGUANA	44-29-A2	0.49	0.45	5.90	1.024
4	PARISHIA UTRIF	PARAGUANA	44-57-A2	0.53	0.52	5.30	2.833
5	PARISHIA UTRIF	PARAGUANA	44-57-A3	0.52	0.51	5.10	2.532
6	PARISHIA UTRIF	PARAGUANA	66-01-A3	0.65	0.56	3.20	1.485
7	PARISHIA UTRIF	PARAGUANA	40-69-A2	0.65	0.58	6.80	2.970
8	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	50-51-A3	0.80	0.70	5.30	2.341
9	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	39-54-A1	0.65	0.74	5.00	1.897
10	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	47-86-A1	0.63	0.59	5.30	1.524
11	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	27-72-A2	0.50	0.45	6.60	1.710
12	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	47-54-A2	0.60	0.60	6.40	1.510
13	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	47-21-A2	0.45	0.42	4.90	0.88
14	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	47-19-A2	0.60	0.59	9.20	2.565
15	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	47-71-A3	0.42	0.43	4.10	0.72
16	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	47-70-A1	0.60	0.59	6.10	1.510
17	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	52-42-A3	0.60	0.60	6.60	1.510
18	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	57-43-A1-2	1.40	1.30	3.20	1.510
19	SEQUIA ALBA SP	POSHACO	49-24-A2	0.55	0.44	6.70	1.510
20	TOTAL						34.745

OBSERVACIONES:

GOBIERNO REGIONAL DE LORETO  
GGR - ARA  
OPCION DESCONCENTRADA LORETO - NAUTA  
CONTROL FORESTAL NAUTA  
NOMBRE: Gerardo CALVEDO HIRALDO  
FECHA: 12-05-17 HORA: 07:51  
FIRMA: [Firma]

Firma del despachador:  
Jorge M. Gualillo  
Ley 2011  
Nombres y apellidos del despachador

図 4.5.9 丸太リスト (IMAZA S.A コンセッション、ロレート州)

### ③外国間貿易と振替価格操作

税関法は、外国間貿易に適用され、製品ごとに税率を設定する。SUNAT は輸出入の検査を行い、商品ごとに輸出先の価格幅が類似しているかどうか検証する。

### ④税関規則

2008 年に制定された税関法 (Ley General de Aduana : Decreto Legislativo Nº 1053) で税関の役割と輸出手続きが示される。同法第 164 と 165 条に SUNAT の権限が規定される。

木材の輸出に求められる書類として、税関申告書、パッケージリスト、領収書の他に、検疫証明書や原産国証明が挙げられる。

SUNAT による木材製品の税関検査には、通常管理 (Control ordinario) と特別管理 (Control Extraordinario) の 2 つのタイプがある。非 CITES 樹種の場合は通常管理が適用され、税関申告書、パッケージリスト、領収書を確認するだけであるため、SUNAT による合法木材検査の権限は限られている。ただし、CITES 樹種や後述する特別なプログラム (アマゾン・オペレーション) の場合には特別管理を適用し、輸送状や許可証などの提出を求めている。

木材の合法性を確認するのは、SERFOR の責任となっている。輸出業者は税関申告書、輸送状、インボイス、船積予約文書、パッケージリストを SERFOR に提出しなけ



ればならない。

国家農業安全局 (Servicio Nacional de Sanidad Agraria : SENASA スペイン語略称) は、検疫証明書を発行する (図 4.5.10)。ただし、必要な検疫処置は、輸出先のルールに従う必要があり、事前に必要条件について確認し、申請書を提出する必要がある。

出展 : FSC Perú (2017b)

図 4.5.10 検疫証明書フォーム

貿易の手続き及び支払いについては、MINCETUR がオンラインシステム (Ventanilla Única de Comercio Exterior: VUCE) <sup>32</sup>を導入した。VUCE を介した輸出入の手続き件数は年々増加している。

原産国証明 (Certificado de Origen) は、輸出製品がペルーで生産されたことを示す政府の発行する文書 (図 4.5.11) であり、VUCE を通じて申請できる (FSC Peru, 2017b)。

<sup>32</sup> VUCE : <https://www.vuce.gob.pe/index.html>

1. Nombre y Dirección del Exportador:		Certificado No.:				
2. Nombre y Dirección del Productor, si es extranjero:		<b>CERTIFICADO DE ORIGEN</b> Fórmula para TLC Chile-Perú Estable en _____ (Ver instrucciones al reverso)				
3. Nombre y Dirección del Contratista:						
4. Medio de transporte y ruta (hasta donde se conoce):		Solo para uso oficial:				
Fecha de Partida:		5. Observaciones:				
Diques/Vales/Tres Vehículos No:						
Punto de carga:						
Punto de descarga:						
6. Item del artículo (Max. 20)	7. Número y clase de paquetes, descripción de las mercancías	8. Código S.A. (Código a seis dígitos)	9. Criterio de Origen	10. Pese bruto, cantidad (Unidad de Cantidad) o otra medida (Litro, lit, etc.)	11. Número y fecha de factura	12. Valor Facturado
13. Declaración del exportador: El abajo firmante declara por este medio que la información en la indicación y declaración son correctas, que todas las mercancías hacen producción en:  (País) y que cumplen con los requisitos de origen establecidos en el TLC entre las mercancías exportadas a:  (País de importación).  Lugar y fecha, firma del representante autorizado			14. Certificación: Sobre la base del control efectuado se certifica por este medio que la información aquí señalada es correcta y que las mercancías descritos cumplen con los requisitos de origen especificados en el TLC Chile-Perú.  Lugar y fecha, firma y sello del funcionario responsable territorial			

出典 : FSC Perú (2017b)

図 4.5.11 原産国証明 (Certificado de Origen) フォーム

輸出製品が木材彫刻や文化的要素を持つ場合には、文化省 (Ministerio de Cultura) が発行する証明書 (Certificado de Bienes con fines de exportación no pertenecientes al Patrimonio Cultural de la Nación) (図 4.5.12) が必要となる。同証明書は、文化的製品の違法取引を防止する目的で、文化遺産保護法 (Ley General del Patrimonio Cultural de la Nación) <sup>33</sup>にて規定される。

<sup>33</sup> 文化遺産保護法 (Ley General del Patrimonio Cultural de la Nación) : <http://www.cultura.gob.pe/sites/default/files/archivosadjuntos/2016/08/marcolegalokversiondigital.pdf>

**PERÚ** Ministerio de Cultura  
**CERTIFICACIÓN DE BIENES NO PERTENECIENTES AL PATRIMONIO CULTURAL CON FINES DE EXPORTACIÓN**  
**DIRECCIÓN DE RECUPERACIONES**  
**DIRECTOR DE RECUPERACIONES**  
**¿ DATOS DEL SOLICITANTE**  
 APELLIDOS Y NOMBRES: \_\_\_\_\_  
 DNI: \_\_\_\_\_  
 DIRECCIÓN: \_\_\_\_\_  
 TELÉFONO: \_\_\_\_\_  
 CORREO ELECTRÓNICO: \_\_\_\_\_  
**¿ DESCRIPCIÓN DEL BIEN**  
 DESCRIPCIÓN DEL BIEN: \_\_\_\_\_  
 CATEGORÍA: \_\_\_\_\_  
 MATERIAL: \_\_\_\_\_  
 MEDIDAS: \_\_\_\_\_  
 OBSERVACIONES: \_\_\_\_\_  
**¿ EXPRESIÓN COMPLETA Y PRECISA DE SU PESO, ARGUMENTACIÓN DE LA SELECCIÓN**  
 DESCRIPCIÓN: \_\_\_\_\_  
**¿ INFORMACIÓN QUE PRESENTA (Los interesados a la submisión de este formulario)**  
**CALIFICACIÓN**  
 Pago por derechos de trámite (por pieza B/. 5.00)  
 Dos fotografías a color de cada bien, un tamaño 6 x 10 cm o 10.5 x 15 cm. Las fotografías deben ser iguales con imagen nítida, encuadre correcto de todo el bien visto de frente o desde el ángulo que presente más detalles, y fondo blanco. En el caso de bienes idénticos se presentarán las fotografías requeridas por el total solicitado.  
**NOTA:**  
 • Los bienes deben presentarse en la sede central del Ministerio de Cultura para su verificación previa, constituida por el personal de Recuperaciones, IICA en coordinación con el equipo de recuperación de bienes culturales y el equipo de recuperación de bienes arqueológicos.  
 • Los bienes deben estar debidamente etiquetados y numerados.  
 • El material que no cumple con los requisitos debe ser devuelto al solicitante en el momento de la verificación.  
 • La decisión emitida sobre el bien no es definitiva y puede ser revisada.  
 • El formulario se valida por 15 días hábiles contados a partir de su emisión.  
**INFORMACIÓN ADICIONAL**  
 Firma de autorización de los bienes: \_\_\_\_\_

出典：FSC Perú（2017b）


図 4.5.12 文化省が発行する証明書（Certificado de Bienes con fines de exportación no pertenecientes al Patrimonio Cultural de la Nación）フォーム

### ⑤ CITES（ワシントン条約）

ペルーでは、SERFOR と生産省が CITES の管理当局、環境省が科学当局として機能する。

マホガニー（*Switenia Macrophylla*）やセドロ（*Cedrela Odorata*）等の CITES 付属書 II と III の樹種の伐採には、伐採許可の前に SERFOR と州政府森林・野生動物局が現場で伐採予定樹種の検証を行う。また CITES 付属書 II と III の樹種を輸出するためには、SERFOR の発行する輸出許可証が必要となる（図 4.5.13）。



 <b>CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA</b>		PERMIT/CERTIFICATE No. _____		Original	
		<input type="checkbox"/> EXPORT <input type="checkbox"/> RE-EXPORT <input type="checkbox"/> IMPORT <input type="checkbox"/> OTHER: _____		2-Valid until _____	
1. Importer (name and address) _____		4. Exporter/Importer (name, address and country) _____			
2a. Country of origin _____		_____ Signature of the exporter			
3. Special conditions _____  <small>(For live animals, this permit is valid only if the transport documents issued by the Consulate or Consular Agent in the case of air transport, or the IATA Live Animal Regulations.)</small>		6. Permit, accession, reference and date of Resurrexion Authority _____			
2b. Purpose of the transaction (see Annex 1) _____	2c. Security items no. _____				
4.1. Species name (Latin and vernacular) and common name of animal or plant _____	4.2. Description of specimens, including identifying marks or numbers (species if live) _____	10. Appendix no. and date of issue (see Annex 2) _____	11. Quantity (including live) _____	12. Part of specimen (live) _____	
4.3. C.A.S. No. _____	5. _____	10. _____	11. _____	12. _____	
A 12. Country of origin Permit no. Date _____		12a. Country of last receipt Certificate no. Date _____	12b. No. of the specimen or date of acquisition _____		
B 12. Country of origin Permit no. Date _____		12a. Country of last receipt Certificate no. Date _____	12b. No. of the specimen or date of acquisition _____		
C 12. Country of origin Permit no. Date _____		12a. Country of last receipt Certificate no. Date _____	12b. No. of the specimen or date of acquisition _____		
D 12. Country of origin Permit no. Date _____		12a. Country of last receipt Certificate no. Date _____	12b. No. of the specimen or date of acquisition _____		
<small>— Country in which the specimens were taken from the wild, held in captivity or artificially propagated (only in case of re-export)          — Only for specimens of Appendix-I species held in captivity or artificially propagated for commercial purposes          — For pre-Convention specimens</small>					
13. This permit/certificate is issued by: _____					
Place _____ Date _____		Security (stamps, signatures and official seal) _____			
14. Export endorsement _____ 15. Not of Using for _____ number _____					
16a. _____	16b. _____				
16c. _____	16d. _____				
16e. _____	16f. _____				
16g. _____	16h. _____				

出展：SERFOR 提供資料

図 4.5.13 CITES 輸出許可証フォーム

### ⑥ デュー・ディリジェンス/デュー・ケア

デュー・ディリジェンス/デュー・ケアに関する特定の法制度はない(NEPCon, 2017)。

## 4.5.3 その他木材等の適正な流通の確保に関する情報

### 1) リスク緩和措置：森林認証制度及び CoC 認証制度

ペルー独自の森林認証制度は存在しないが、森林・野生動物法森林法において、FSC (Forest Stewardship Council) 認証制度を含む自主的な森林認証制度が促進される。具体的には、森林・野生動物法森林法規則によって、以下のようなインセンティブが設定される：

- 第 133 条：森林認証を受けていれば、森林利用に関する支払額に割引が適用さ

れる；

- 第 194 条：森林認証を受けていれば、森林の利用権に関する支払いを最大 35% 割引する。認証を 5 年以上続けることで追加的に 20% の割引率が設定される。

FSC は 2003 年からペルーで開始され、2017 年 6 月時点において、824,974ha の森林が FM 認証を受けている（FSC-FM 認証：578,254ha、コントロール・ウッド認証：246,720ha）。FM 認証には、7 つの天然林管理と 2 つの森林プランテーションが含まれ、マドレ・デ・ディオス州に集中する。また、42 の事業者が CoC 認証を受けている。ペルーの FSC 認証材は、ほとんどが米国へ輸出される<sup>34</sup>。

## 2) その他の関連情報

### (1) アマゾナス・オペレーション (Operación Amazonas) 2014 年～2015 年

違法伐採に取り組むため、木材製品のサプライ・チェーンをモニタリングする政府機関間の調整を向上することを目的に、SUNAT が 2014 年及び 2015 年に実施したプログラムである。アマゾナス・オペレーションは、世界税関機構 (World Customs Organization : WCO)、インターポール及びペルー公共省の支援を受け、OSINFOR が実施に参加した。

アマゾナス・オペレーションでは、SUNAT が違法木材リスクのある輸出業者に対して特別管理 (Control extraordinario) を適用し、輸送状の提出を求め、その情報に基づき、OSINFOR が該当する森林伐採の現場検証を実施した。2015 年には、SUNAT の要請に基づき OSINFOR が 267 のオペレーション・計画 (計 10.3 万 ha) の現場検査を行い、以下の結果が報告された (OSINFOR, 2016)。

- 2015 年に伐採・搬出された 60 万 m<sup>3</sup> の 71% に相当する 43.2 万 m<sup>3</sup> の木材が違法に伐採された。
- 伐採許可のない森林から 9 万 5 千本の樹木が違法に伐採され、その金額は 5.1 千万米ドルに達する。
- 伐採許可された樹木のうち 20,895 本は、オペレーション計画で示された伐採地には存在しなかった (これにより、計画地外で違法に伐採された樹木が、伐採許可をうけたものとして書類上で合法化される)。その 90% がロレート州、10% はウカヤリ州で発生した。
- ローカル・フォレスト管理契約の森林管理計画に、上記の計画上にしか存在しない樹木の 61.5% が含まれた。

### (2) MC-SNIFFS (国家森林・野生動物情報システム - コントロール・モジュール)

森林情報の整理と改善のために、SERFOR は米国国際開発庁 (USAID) と米国森林

<sup>34</sup> 聞き取り調査：FSC Peru (2017 年 8 月 9 日)

局（USFS）の支援を受けて、国家森林・野生動物情報システム（Sistema Nacional de Informacion Forestal y de Fauna Silvestre：SNIFFS スペイン語略称）の開発を 2013 年から開始した<sup>35</sup>。米国政府と 2007 年に結ばれた貿易促進に関する合意（US-Peru Trade Promotion Agreement：PTPA）の下、違法伐採対策を目的に開発が進んでいる。

SNIFFS の一部であるコントロール・モジュール（MC-SNIFFS）は、丸太の追跡性を支援するシステムであり、木材製品の生産・流通情報をオンラインで統合管理するプラットフォームとして開発され、2015 年に木材生産・加工の重要なルート（ロレート州→ウカヤリ州→ウアヌコ州→リマ）で 6 社が参加し、試験的に導入された。

MC-SNIFFS は、木材製品の様々な段階（Título habilitante－森林伐採－輸送－1 次加工－輸送）のインプット・アウトプット情報をオンライン上で統合・共有することから、川上から川下までの生産量や樹種に関する整合性の確認に貢献すると言われる。また MC-SNIFFS にアクセス権を持った機関は、森林管理計画の提出・承認プロセスの経過を随時確認することが出来る。つまり、SERFOR や OSINFOR は、州政府が承認した森林管理計画を随時レビューすることが可能となる。さらに、情報入力者や承認者を記録することにより、文書の虚偽による違法伐採を防止することが出来る<sup>36</sup>。

2017 年 11 月時点において、システムは構築中である。合法木材の普及と違法木材の排除などが期待されるが、木材輸送チェックポイントのインターネットへのアクセスが非常に限られている等、地方でのインフラの整備が SNIFFS 構築と運用の課題として挙げられる。また、企業からは、複雑なオンライン情報管理システムに対し、現場の能力を考慮し疑問視する声もある<sup>37</sup>。

### **（3）米国・ペルーの貿易促進に関する合意（US-Peru Trade Promotion Agreement：PTPA）と違法木材問題**

米国とペルー政府は、貿易促進に関する合意（PTPA）を 2007 年に結んだ（2009 年から実施）。PTPA の枠組には、「森林アネックス（Forest Annex）」と呼ばれる、森林ガバナンスの強化と森林と野生動物に由来する製品の合法的な生産と貿易のための取り組みが含まれる。本合意において、環境保全に関する二国間協定プログラム（Environmental Cooperation Agreement：ECA）の下、SNIFFS の開発が開始された。さらに 2009 年、森林アネックスの実施とペルーの木材の合法性を監督するため、米国政府内に木材委員会（Interagency Committee on Trade in Timber Products from Peru）が設立された。

同委員会は、森林アネックス第 7 条に基づき、2016 年にペルー政府に対して、2015 年 1 月に Nave Yacu Kallpa 船によって米国に向けて輸出された木材 3.2 万 m<sup>3</sup> の合法性の検証実施を要求した。これら木材はロレート州の 12 の Título habilitante（コンセッション：8、先住民族：2、ローカル・フォレスト：2）の森林管理計画に基づいて伐採された。OSINFOR、SERFOR、ロレート州政府及び SUNAT による現場とサプラ

<sup>35</sup> SNIFFS（国家森林・野生動物情報制度）：<http://www.serfor.gob.pe/centro-de-informacion/sistema-de-informacion>

<sup>36</sup> 聞き取り調査：USAID（2017 年 8 月 10 日）

<sup>37</sup> 聞き取り調査：Bozovich Peru（2017 年 8 月 8 日）

イ・チェーン検査の結果、80%に相当する 6 万 m<sup>3</sup> の木材の違法性が判明した (OSINFOR, 2016)。

ペルー政府は、違反した 12 の **Título habilitante** に対してコンセッション・ライセンスや許可の停止、または罰則を課した。米国の木材委員会は、法整備やアマゾナス・オペレーション、OSINFOR の活動等の近年のペルー政府の違法木材対策を考慮し、森林アネックス実施促進と引き続き違法木材対策を支援することを決定した (Interagency Committee on Trade in Timber Products from Peru, 2016)。

## 引用文献

- Cisneros, P., and McBreen, J. (2010) *Overlap of Indigenous Territories and Protected Areas in South America: Executive Summary*. International Union for Conservation of Nature (IUCN)
- Comisión Multisectorial (2015) *Hacia una estrategia nacional sobre bosques y cambio climático*
- EIA (2012) *The Laundering Machine: How Fraud and Corruption in Peru's Concession System Are Destroying the Future Of Its Forests*. Environmental Investigation Agency (EIA)
- European Timber Trade Federation (2016) *Gateway to international Timber Trade: Peru*.
- FAO (2015) *Global Forest Resources Assessment 2015*. Roma; Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)
- FAO (2017) Indigenous peoples: Peru <http://www.fao.org/indigenous-peoples/country/PER/en/?iso3=PER>
- FSC Perú (2017a) *Compras Responsables de Madera en el Perú: Guía para organizaciones públicas y privadas*
- FSC Perú (2017b) *Rutas Para La Exportación De Madera*
- ILO (2015) *Los trabajadores agrarios y la seguridad social en salud en el Perú*. International Labour Organisation
- Interagency Committee on Trade in Timber Products from Peru (2016) *Statement Regarding July 2016 Timber Verification Report from Peru*
- ITTO (2011) *Status of tropical forest management 2011-Peru. The International Tropical Timber Organization (ITTO)*.
- Ministry of Environment (2014) *Forest Carbon Partnership Fund (FCPF) Readiness Preparation Proposal (R-PP)*
- NEPCon (2017) *Timber Legality Risk Assessment: Peru version 1.1, May 2017*. Nature Economy and People Connected
- Oliver, R. (2013) *Evaluation and scoping of EU timber importers and imports from South America*. Traffic International
- OSINFOR (2015) *Resultados de las supervisiones y fiscalizaciones efectuadas por el OSINFOR en el marco del Operativo Internacional "Operación Amazonas 2014"*. Organismo de Supervisión de los Recursos Forestales y de Fauna Silvestre
- OSINFOR (2016) *Resultados de las supervisiones y fiscalizaciones efectuadas por el OSINFOR en el marco del Operativo Internacional "Operación Amazonas 2015"*. Organismo de Supervisión de los Recursos Forestales y de Fauna Silvestre
- Piu HC and Menton M. (2014) *The context of REDD+ in Peru: Drivers, agents and institutions*. Occasional Paper 106. Bogor, Indonesia: CIFOR.
- SERFOR (2016) *Perú Forestal en Números 2015*. Servicio Nacional de Áreas Naturales Protegidas por el Estado

Traffic (2014) *Peru: Briefing Document*

USAID (2016) *Final Report October 2011-December 2016: Environmental Management and Forest Governance Support Activities (Peru Bosques)*